

## 小金井市イメージキャラクター着ぐるみ等使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、小金井市イメージキャラクターこきんちゃんの着ぐるみ及び着ぐるみ着替え用テント（以下「着ぐるみ等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用制限)

第2条 着ぐるみ等については、小金井市のPRに資する次の各号のいずれかに該当する場合に限り使用できるものとする。

- (1) 市が主催、共催、後援又は協賛する行事
- (2) 子育て支援、地域活性化等に関連した市内の団体等による行事
- (3) その他市長が特に認めたもの

### (市の使用手続)

第2条の2 市が着ぐるみ等を使用しようとするときは、使用を予定している行事等の主管課長は、着ぐるみ等使用届（様式第1号）に必要な書類を添付して、企画政策課長に提出するものとする。

### (団体等の使用承諾)

第3条 市以外の団体等が着ぐるみ等を使用しようとするときは、当該団体等はあらかじめ着ぐるみ等使用申請書（様式第1号の2）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみ等の使用を承諾する。

- (1) 小金井市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 株式会社スタジオジブリ及び宮崎駿氏の名譽を毀損し、社会的もしくは教育的に悪影響を与え、又はキャラクターのイメージを損なうおそれのある場合
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (5) その他その使用が著しく不相当と市長が認めた場合

3 市長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をしたときは着ぐるみ等使用承諾通知書（様式第2号）を、当該承諾をしなかったときは着ぐるみ等使用不承諾通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第4条 着ぐるみ等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 小金井市イメージキャラクター着ぐるみ等使用マニュアルを遵守すること。
- (2) 着ぐるみ等を使用する権利を第三者に譲渡しないこと。
- (3) 着ぐるみ等を返却するときは、着ぐるみ等の使用状況が分かる写真等を提出すること。

2 市長は、前項各号に定めるもののほか、必要があると認めるときは、着ぐるみ等の使用について条件を付することができる。

(承諾の取消し)

第5条 着ぐるみ等の使用承諾を受けた者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承諾を取り消し、着ぐるみ等使用承諾取消通知書(様式第4号)をもって通知する。

2 前項に規定する取消しによって着ぐるみ等の使用者に損害が生じることがあっても、市長はその責めを負わない。

(修理補修)

第6条 着ぐるみ等の使用承諾を受けた者が、着ぐるみ等を汚損又は毀損した場合は、使用者の責任により、クリーニング又は修理補修を行い、原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第7条 着ぐるみ等の使用承諾を受けた者が、着ぐるみ等の使用及びその管理に起因する事故等により、使用者又は第三者に対し損害を与えた場合、市長はその責めを負わない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみ等の取扱いに関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。